

## 5 福祉保健医療委員会における秋山文和県議の質疑

2017年7月3日

### ◆議員提出議案に対する質疑(議第10号議案)

考えるが、この条例案には明記されていない。  
どのように担保されているのか。

#### Q. 秋山委員

- 1 第2条第5号にある「養護者」、第6号にある「施設等養護者」の定義について、養護者には里親も入るのか。また、施設等には自立援助ホーム及び子どもシェルターは該当するのか。
- 2 「児童」の定義に、18歳以上の児童養護施設に入所する方や、自立援助ホームに入所している方は該当するのか。
- 3 第6条第3項に「養護する児童の安全を確保するため、深夜に児童を外出させないよう努めなければならない」とあるが、これはどのような理由からか規定されたものか。また、他の法令等に準拠しているのか。
- 4 第8条において、県民は「県及び市町村が実施する虐待の防止等に関する施策に協力するよう努めるものとする」とあるが、社会福祉法人等の団体への協力はどのように位置付けて考えているか。
- 5 第13条第2項に「県は、市町村と連携し、虐待を受けた児童等に係る通告、通報、届け出を常時受けることができる環境の整備に努めなければならない」とあるが、市町村が窓口となり全て受けるというわけではなく、全県で市町村をまたいで受け付けられるような仕組みを県が考えるという規定だという理解でよいか。
- 6 第22条の虐待に係る検証の規定について、狭山市で起きた3歳女児虐待死事件では、県は検証委員会に加わらず、市が第三者を加えた検証委員会において検証し、報告書を公表している。この報告書では、県が加わっていないことを批判している。県と市町村が共に、第三者の視点も加え、公表することが大切と

#### A. 立石議員

- 1 里親は、児童の身の世話をする者として養護者に入ることを想定している。自立援助ホームは、施設等養護者の定義の中にある児童福祉施設等として知事の告示に委任しているが、児童が入所して日常生活の援助を受けるものであることから、告示で定められ、施設等養護者に含まれることを想定している。子どもシェルターは、検討段階において様々な意見があったが、児童の身の世話をする者に該当するものに関しては養護者に含まれると解釈されると考えている。
- 2 18歳以上でも自立援助ホームに入所する方もいる。そういった方や64歳で施設に入所されている方についても、できる限り対応していくという趣旨で条例案を作成した。
- 3 例えば、深夜に子どもを連れて居酒屋などにいる保護者などが見受けられるが、深夜遅くまで子どもを連れ回すことは、児童の健全な育成・健康に悪影響を及ぼすものであると考える。このため、安全配慮義務とともに、児童の安全の確保の観点から規定したものである。なお、青少年健全育成条例第21条第1項と同様の規定であるが、一貫性を持たせるため、確認的に規定したものである。
- 4 第8条に、県民は、「虐待のない地域づくりのために積極的な役割を果たすよう努める」と規定しているので、社会福祉法人等の団体に対しても地域づくりを共に行う一員として一緒に協力していくよう努めていくべきものと考えている。
- 5 第13条の通告等がしやすい環境整備の規

定については、窓口を市町村一本化するという趣旨ではなく、県で通告等がしやすい環境を作ってそれぞれの対応ができるようにするという趣旨である。

- 6 児童虐待については、児童虐待防止法及び厚生労働省の技術的助言により、原則として都道府県が検証を行うこととされている。質問のとおり、児童相談所が関与していない案件に関しても、今後は、県が市町村と連携してやっていくべきと考え、条例案を策定した。また、県が検証を行うこととされている厚生労働省の技術的助言では、検証組織は、その客観性を担保するため、都道府県児童福祉審議会の下に部会等を設置することや検証委員は外部の者で構成すること、検証組織の報告を公表することなどとされていることから、児童虐待については、これらの方法が担保されているものとする。また、法令で義務付けがされていない高齢者虐待や障害者虐待についても、今回同様に県が検証を行うことを義務付けたところであるが、児童虐待の検証方法と変える必要、例えば、高齢者虐待だから公表しないといったことは不合理だと考えるため、児童虐待の検証と同様に実施される。